

くらし

くらし

ひまわり相談室

法律

無料装い高額請求

Q 携帯電話で「無料『着うた』」と書かれたサイトを見つけ、興味があった曲名をクリックしたところ突然、「登録ありがとうございます」「1万円を7日以内に振り込んでください」と表示されました。登録や購入のつもりはなかったのですが、料金を支払わなければいけないのでしょうか。

が横行してしま
す。

質問のような

場合、利用者は

曲名をクリック

クしただけであ

り、「着うた」

をお金を払っ

て購入しようと

していなかった

わけですから、

民法上契約は

成立していません

てメールを送信すると、自分の
アドレスを相手に知らせること
になりますので、絶対に返信し
ないようにしましょう。

もし誤ってメールを送ってし
まい、そのメールアドレスに対
して料金支払い請求が多数送ら
れてきたとしても、同様に支払
い義務はありません。

ただ、ワンクリック詐欺にも
さまざまなバリエーションがあ
りますし、しつこく請求される
場合もあります。不安に思う場
合には、弁護士にお問い合わせ
ください。

五十嵐勇弁護士(新潟市)
||第2・4木曜掲載||

五十嵐勇弁護士(新潟市)

||第2・4木曜掲載||

支払い義務なし無視を

A 近年、「着うた」や待ち

受け画面を無料で取得できるか

のように装い、曲名や画像をク

リックすると、「登録完了」な

どと表示し、料金の支払いを求

める悪質な「ワンクリック詐欺」

そのため、料金の支払いを求

める表示があっても、支払い義

務はありませんので無視して

ださい。

不安に思っその業者に対し

問い合わせは県弁護士会、

025(222)5033(平

日午前9時~午後5時)。